

經濟論叢

第160卷 第1号

-
- R.モールの社会概念(2)……………長屋政勝 1
- 經濟發展戰略と税制改革……………森晶寿 28
- 日本と韓国の投機的土地保有と
土地利用計画(1)……………鄭炳潤 58
- スウェーデンにおける産業別賃金交渉体制の
形成と女性賃金問題……………北明美 71
- 東北タイにおける児童労働供給(2)……………石井一也 91

学会記事

平成9年7月

京大經濟學會

経済発展戦略と税制改革¹⁾

—ASEAN 4ヶ国における1980年代の改革の比較分析—

森 晶 寿

はじめに

途上国の経済発展プロセスにおいてなぜ財政が重要なのか。まず財政は国内資源を動員し、自立的で持続可能な発展のための基盤整備を可能にする。つまり財政資金は、途上国の政府が租税を通じて資金を調達し自ら投資を行いあるいは支援を行うことによって、経済発展の推進を可能にするものである。また同時に、財政規律はマクロ経済の安定化のための不可欠の構成要素でもある（World Bank, 1988; McKinnon, 1991）。もしマクロ経済が不安定な状況が長く続けば、民間企業は実物部門、特に自立的な経済発展の原動力となる工業部門には投資を行わず、産業の高度化を通じた経済発展も実現できないであろう。

本稿では、途上国の経済発展と財政との相互関係を税制面から検討する。この関係は従来租税構造の発展段階仮説で説明されてきたが、ASEAN 4ヶ国では妥当していない。そこで1980年代に実施された税制改革に着目し、なぜ妥当していないのかを検討する。

I 経済発展と租税構造

租税構造の発展段階仮説によれば、租税収入の比重は経済発展段階の初期に

1) 本稿の主旨は、1995年10月22日の日本財政学会第52回大会（岡山大学）にて報告された、当日の報告に対して関西学院大学の小西砂千夫氏から有益なコメントを頂いた。この場を借りて改めて謝意を表したい。なお、本稿にある誤りはすべて筆者の責任に帰するものである。

は土地課税や関税にあるが、経済発展の進展とともに次第に国内間接税へ、そして所得税へと移行していく。この仮説は、アメリカやドイツでの移行パターンをモデル化したものであることから、1つのプロトタイプとされる(Hinrichs, 1966)。そして経済発展段階等の税制を規定するいくつかの要因から徴税可能な租税収入を導きだせることから、途上国での税制の整備や改革の理論的根拠として活用されてきた²⁾。

この仮説は、アジアにおいても日本、台湾ではおおよそ妥当し、土地課税を除けば韓国においても概ね妥当している。例えば韓国では、国際課税比率の低下、国内間接税比率の上昇とその後の低下、所得税比率の上昇という明確なパターンが見られる(表1)。

しかしアジア途上国であっても、ASEAN 4と呼ばれるマレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンの4ヶ国では、この仮説は妥当していない。まず経済発展段階の初期において比重が高いとされる土地課税は、初期段階でも非常に小さい。タイやインドネシアではむしろ経済成長とともに上昇している。これは、経済発展の初期段階では都市の一部を除いては土地の所有権が厳密には確定せず、地価も確定できなかったために、土地課税が税務行政上困難であったためである。

またフィリピンを除く3ヶ国では、必ずしも経済の発展とともに国際課税から国内間接税や所得税へという明確なトレンドを見せているわけではない。表2からフィリピン以外では製造業の付加価値額比率は上昇しているものの、国内間接税比率、個人所得税比率、法人所得税比率に関しては、対GDP比率も変化のトレンドも一定の傾向は見られない。

このような明確なトレンドの欠如は、各国の経済発展の初期段階における徴税の容易さ、及び各国の政府が採用した経済発展戦略の相違から説明できる。

2) 例えば1970年代にIMFでは、この仮説に基づいた「課税努力アプローチ」を採用し、途上国に税制改革や徴税努力の改善等の勧告を行っていた。課税努力アプローチとは、租税収入の水準が税制を規定する経済構造の各要因から内生的に決まるとしたものである。

表1 アジア途上国の租税歳入構成の変化 (%)

	韓 国				タ イ		
	1960	1970	1980	1990	1980	1985	1990
土地/相続税	6.23	2.17	0.20	1.25	1.34	1.49	3.59
国際課税	17.48	12.79	17.19	12.99	28.52	23.23	23.99
輸出税	n.a.	n.a.	0.00	0.00	6.73	2.00	0.30
輸入関税	n.a.	n.a.	17.19	12.99	21.79	21.13	23.69
国内間接税	27.36	35.56	43.80	38.36	50.13	51.04	45.02
個人所得税	7.26	21.22	12.99	21.10	8.26	13.26	10.45
法人所得税	3.12	10.64	12.51	14.24	11.09	10.03	15.32
非原油法人税	—	—	—	—	—	—	—

マレーシア			インドネシア			フィリピン		
1980	1985	1990	1980	1985	1990	1980	1985	1990
0.51	0.60	0.11	0.93	1.26	2.17	0.74	0.89	0.23
36.94	24.88	24.71	7.61	3.70	6.76	27.06	26.57	28.81
20.41	10.50	9.50	3.08	0.29	0.12	1.53	1.63	0.41
16.53	14.58	15.21	4.53	3.42	6.64	25.53	22.23	28.40
18.76	21.57	28.03	9.08	18.42	25.06	46.91	40.78	35.34
7.84	9.99	11.03	1.66	3.80	4.12	11.08	9.31	10.33
34.05	40.26	31.44	75.97	70.68	59.92	12.60	15.30	12.72
20.19	22.38	20.00	0.67	6.64	11.22	—	—	—

註：国内間接税には、一般営業税、売上高税、VAT、内国消費税、及び特定のサービスへの課税を含む。

出所：International Monetary Fund, Government Finance Statistics Yearbook.

Republic of Korea, Korea Statistical Yearbook, 1970, 1971.

まず徴税の容易さについては、経済発展段階の初期段階では土地所有権も土地の価格もごく一部を除き確定していなかったため、土地課税は非常に困難であった。しかし輸出可能な一次産品に対する徴税ははるかに容易であった。というのも、農産物に対しては流通段階と輸出段階で、鉱物資源に対しては法人所得税ないしライセンス形態での課税が容易であったからである。そこで経済発展の初期には、農産物の生産・輸出の比重が大きかったフィリピンとタイでは輸入関税と国内間接税の比率が、鉱物資源、特に原油の輸出の比重が大き

かったインドネシアとマレーシアでは法人所得税比率が、初期には高かったのである。

次に採用した経済発展戦略については、輸入代替化政策の推進と国産化のための保護政策の程度とそのマクロ経済への影響に表れている。マレーシアとタイは、概して慎重な財政金融政策を維持してきたため、財政赤字は相対的に小さく、インフレ率もあまり高くはなくマクロ経済は相対的に安定していた。また関税率は相対的に低く、外資流入に対する反発は少なかった。そこで、第2次石油危機とその後の世界的不況に直面して財政赤字も経常収支赤字も悪化した際でも、財政赤字は財政支出の削減のみで、経常赤字は輸出促進による経済成長と外貨獲得によって乗り切ろうとした。そこで外資優遇政策や輸出促進政策、貿易の自由化政策が導入された。

一方フィリピンとインドネシアでは、高い関税を課して国内産業を保護するとともに資本支出を拡大し、拡張的な金融政策を実施し、積極的に対外借入を行って経済成長を促進してきた。この結果、財政赤字は大きく、インフレ率も相対的に高く、実質為替レートも高めに推移していた。この状況の下で第2次石油危機とその後の世界的不況に直面したため、安定化政策が優先的に行われ、財政赤字と経常収支赤字の削減、為替レートの切り下げ等が実施された。包括的な税制改革は安定化プログラムの1つとして行われ、その主たる目的は付加価値税導入と税制の簡素化を中心とした歳入増大であった。しかし外資優遇政策や自由化政策は、安定化政策の優先と国内の反対から導入の時期が遅くなった。

しかしこの説明のみでは、なぜASEAN 4ヶ国で採用した経済発展戦略が租税構造の発展段階仮説からの乖離を生じさせたについては、明らかでない。そこで、包括的な税制改革と外資優遇政策が租税構造及び租税水準に及ぼした影響を計量的に分析することにより、租税構造の発展段階仮説からの乖離を生じさせた要因を検討する。

II ASEAN 4ヶ国の税制改革と外資優遇政策の内容

1 包括的税制改革の内容³⁾

包括的な税制改革は、財政赤字によるマクロ経済の不安定化を防止するための政策パッケージの1つとして実施された。そこで改革の主眼は、短期的には経済の歪みを是正して経済を活性化させ、中長期的に財政収入を拡大させるような税制の構築に置かれた。

4ヶ国の中で最初にかつ最も包括的な税制改革を行ったのは、インドネシアである。インドネシアでは、税制改革以前は原油関連の歳入が全歳入の約7割を占めていたが、それ以外の歳入源からは、ほとんど税収を上げることができなかった。これは、一次産品以外の産業の比重が非常に小さく重要な課税ベースとはならなかったこと、そして原油以外の課税ベースに対しては所得再分配等を目的に頻繁に税制上の微調整 (fine tuning) が行われたため、税制が複雑となり執行が非常に困難となったためである。しかし1980年代に入り原油価格の下落に直面すると、長期での財政収入の増大を目的として、所得税の簡素化、付加価値税の導入、資産課税の導入等の税制改革プランを順次実行していった(表3)。

またフィリピンでは、革命によるアキノ政権の成立を契機に包括的な税制改革が行われた。この税制改革は、インドネシアと同様長期での財政収入の増大のために、所得税が簡素化され、付加価値税が導入された。しかしインドネシアの税制改革と比較すると、簡素化の程度も税務行政能力への考慮も小さく、税制改革の目標を貫徹したものではなかった。

一方タイとマレーシアでも、1980年代半ばには対外累積債務が急激に増大し経済も停滞した。しかし、財政支出の削減によりマクロ経済の安定性は極端には損なわれず、また経済の停滞も一時的なものに終わったため、財政赤字は包括的な税制改革を必要とするほどには大きな問題とはならなかった。そこで歳

3) インドネシアとマレーシアの税制改革の詳細な内容については、森、1998を参照されたい。

表3 ASEAN 4ヶ国における税制改革

国名	実施時期	種類	内容
フィリピン	1986	所得税	事業・取引・専門技術を課税ベースとする個人所得税への差別的税率の撤廃と、修正粗所得に対する一律課税方式(1-35%累進課税)への以降。
		資産課税	法人所得税を純所得に対する2段階累進課税から、修正粗所得に対する一律35%税率へ移行。配当所得課税の段階的廃止と利子所得及び特許権使用料に対する一律税率と源泉分離課税の採用
	1988	間接税	財の重要性による差別的売上高税の撤廃。一律10%税率の付加価値税の導入。
インドネシア	1984	所得税	法人所得税の最高税率の45%から35%への引き下げと法人所得税に係わる免税措置の撤廃。個人所得税制の導入。
	1985	間接税	一律10%税率の付加価値税の導入。
	1988	輸入関税	輸入関税の簡素化と税率の引き下げを開始。
	1989	資産課税	利子所得課税の導入
マレーシア	1989-95	所得税	法人所得税率の40%から30%への引き下げ。法人所得を課税ベースとする開発税の段階的廃止。
		間接税	改革なし(付加価値税導入せず、ring systemを採用)
		資産課税	改革なし
タイ	1987	所得税	個人所得税に関する人的控除の限度額の引き上げと最低限界税率の7%から5%への引き下げ。
		資産課税	利子所得課税、配当所得課税、キャピタルゲイン課税の簡素化と二重課税回避措置の導入。
	1991-92	所得税	個人所得税に関する人的控除の限度額の引き上げと最高限界税率の55%から37%への引き下げ。
	1992	所得税	未上場企業に対する差別的法人所得税率の撤廃。
		間接税	営業税に代えて付加価値税を導入。

出所：筆者作成。

入増大のために税制面で行われたのは輸入関税の引上げのみで、それも外資誘致のために貿易を自由化するとともに引下げられていったのである。付加価値税の導入を中心とする税制改革が必要と認識するのは、財政需要の急速に高まる一方で租税収入の不足が明白となった1990年以降のことであった⁴⁾。

要約すると、付加価値税導入と税制の簡素化を目的とした包括的な税制改革は、マクロ経済の安定性が脅かされたことが契機となって実施されたといえよう。というのも、インフレ率高騰や通貨切下げによる資本逃避を防止するためには、歳入増加による財政赤字削減が、信用の供給制限とともに、優先的に必要とされたからである。そして特にフィリピンとインドネシアで実施されたのは、IMFと世界銀行がより強力に助言を行い、構造調整を推進する目的で資金を支援したことが大きく影響しているものと推察される。

2 外資優遇政策の内容

マレーシアでは、1980年代初頭の世界的不況に直面して重工業化政策が行き詰まり、外資誘致による輸出志向型工業化へと経済発展戦略を大きく転換した。そこでまず1986年に外資の100%所有を認可し、自由貿易区内で一定比率以上の輸出向け生産を行う外国の投資企業に対して単独出資を容認した。この措置を契機に、1986年から88年にかけて、表4に見られるような外国企業の投資を念頭に置いた寛大な税制上の投資奨励措置を次々と導入した。さらに表5に見られるように、国内市場向け生産に関しても分野別投資規制を撤廃して外資の活動一般を優遇し、また投資保証協定を締結して外資の財産没収をしないことを明言した⁵⁾。こうしてマレーシアは、税制面及び外資所有/投資分野規制緩和の両面から外資にとっての魅力的な環境づくりを進めたのである。

タイも比較的寛大な外資優遇措置を設定していた。まず外資所有規制に関し

4) もっともタイで1992年に導入された付加価値税は、課税例外項目や0%課税等税務行政を無視した複雑な制度であったため、かえって間接税からの税収を減らす結果となった。

5) さらにマレーシアでは、外資の利潤の本国送還を考慮して、二重課税防止協定を外資の輸出国と締結する等、外資の投資リスクを軽減させるための制度を整備してきている。

表4 ASEAN 4ヶ国における外資優遇税制

	導入年	内 容
フィリピン	1987	投資優先分野への一定要件を満たす新規投資企業に対する所得税免税措置の新設 資本設備輸入の無税・無関税措置の非輸出企業への拡大
インドネシア	1984	法人税免税措置廃止。加速原価償却率適用範囲の拡大のみ復活。
	1986	関税払戻制度の適用範囲縮小 保税加工区の設置
	1987	輸入割当制及び指定輸入業者制の解除による輸入障壁の緩和 維持・鉄鋼・電機・自動車産業に関連する輸入の関税免除。
	1993	輸出志向企業と保税倉庫地域に関する規制の簡素化。
マレーシア	1986	投資促進法 (IPA) 制定による輸出促進企業への租税優遇措置導入 パイオニア・ステータスを持つ企業が既存企業の拡張ないし投資を行った場合の法人所得税の免税期間の5年間延長。 投資税額控除を認められた企業への5年以内の適格資本支出に対する最高100%の資本控除の容認。 輸出用生産の付加価値額の10%相当額、及び輸出用生産のための国内原材料価額の5%相当額の、課税対象からの控除 加速減価償却制度や再投資控除制度の有効期間の延長。 輸出信用保険料、及び輸出促進費の二重課税控除措置の導入
	1987	輸出促進企業に対する租税優遇措置の強化。 輸出業績に基いた製造業者に対する法人所得税の課税控除率の拡大と輸出業者に対する輸出控除の容認。 加速減価償却控除制度と再投資控除措置の延長、及び再投資控除に関する控除率の引き上げ。
	1991	選択的投資優遇税制への移行 法人所得税の免税期間限定、及び投資税額控除限度率引下げ 戦略的プロジェクトに対する投資への100%課税免除容認。
タイ	1972	機械・原料・中間財への輸入関税と取引高税の租税還付措置 法人所得税の3-8年間の免除と損失繰り延べ措置の導入
	1977	保税倉庫施設制度創設、輸出用製品に係わる投入への免税措置
	1985	中間財・原材料にタイする従価税の5%の引き下げ

出所：筆者作成。

表5 ASEAN 4ヶ国における外資所有比率規制と投資分野規制の緩和

	導入年	内 容
インドネシア	1984	外国民間投資認可申請手続きの簡素化
	1986	100%輸出向け生産企業にタイする操業時点での外資の95%所有, 5年以内の80%所有の容認。 インドネシア国籍の所有者が過半数の株式を所有している場合の外資系企業の国内資本投資との待遇の同一化。
	1987	外資系合弁企業の株式のインドネシア側の保有比率を過半数以上にする猶予期間を10年から15年に延長。 100%輸出向け生産企業に対する外資95%所有の容認。
	1989	政府の投資優先リストをネガティブリストへ変更。
	1993	保税倉庫地域及び輸出加工区以外での外国投資に対して創業時点での外資100%出資を容認。
マレーシア	1986	製品輸出比率が50%以上の企業に対する自由貿易区(FTZ)内での企業設立に対する100%外資所有比率の容認
	1988	国内市場志向型及び非製造業分野への投資についても, 製品輸出比率が20%以上であれば100%外資比率を容認
	1992	選択的外資優遇政策への転換 100%の外資比率容認を, 製品輸出比率が50%以上の企業から80%以上の企業へと限定
フィリピン	1991	政府の投資優先リストをネガティブリストへ変更。
タイ	1972	外国投資家の自国投資家との同等待遇の保証 奨励分野への投資した企業の優先企業待遇
	1989	選択的外資政策の導入 奨励重点業種の限定, タイ側の資本参加比率上昇要件の導入

出所: 筆者作成。

では、既に1962年に優先分野における外資の100%所有を認可しており、比較的自由に外資は流入することができた⁶⁾。また税制上の優遇措置に関しても、1972年には外資に対する優遇税制が設けられていた。このため、1980年代に追加的に実施された優遇税制は、輸出促進目的に限定されていた。これは、第2次石油危機を契機とした世界的不況を経験した教訓から、「輸入代替による重

6) 1970年代後半に外資に対する反感から一時期外資に対する引き締めが行われた。しかし、日本の商社以外は実質的な影響を受けなかった (Kaosa-ard, 1988)。

工業化促進の継続の下での輸出促進政策の展開」という方針を貫き、貿易自由化を大きくは進展させなかったためである。輸出促進税制は、為替レートの切り下げとともに、反輸出バイアスを相殺するために強化されていったのであった。

インドネシアは、外資導入に慎重でかつ実施時期も遅かった。1970年代後半に導入されていた租税インセンティブも1984年の所得税改革の際に簡素化を理由に撤廃されたため、外資にとっての投資環境は魅力的なものとは云えなかった。しかし原油価格の暴落に直面し、もはや外貨獲得を原油輸出のみに依存することができなくなると、外資導入による輸出主導型工業化を目指して、為替レートの切下げを手始めに外資優遇措置と貿易自由化を徐々に進めていった。そして輸入制限撤廃、非関税障壁の関税化と関税率の継続的かつ段階的な引下げ等の貿易自由化措置を導入し、税制に関しても輸出企業に対する関税払戻制度の創設や保税加工区の設置等、輸出が有利となるように再構築していった(表4)。また外資所有に関しても、まず外資の95%所有が容認され、1993年には条件付きながら外資の100%所有が容認されるようになった。投資分野規制についても、1989年に投資優先リストがネガティブリストとなり、投資手続きも簡素化され、マレーシアやタイより時期は遅れたものの、外資にとってより魅力的な投資環境が整備されてきた(表5)。

フィリピンは4ヶ国の中で最も外資導入に慎重であった。これは外資に対する警戒感が非常に強く、国内産業の保護・育成政策に重点が置かれていたためである。しかもその結果、反輸出バイアスがかかっていたことから、国内の製造業は輸出向け生産をあまり行わず、直接投資された外資も国内市場向け生産に従事するか、国内の影響をほとんど受けない「飛び地」での委託加工を行うのみとなっていた⁷⁾。しかし債務危機に直面すると、経済構造改革の一環として外資優遇政策が導入された。まず税制に関しては、1987年の包括投資奨励法

7) 野原、1987によれば、フィリピンの委託加工輸出は、1975-83年に製品輸出総額の30-50%を占めていた。

が制定され、投資優先分野への投資企業に対する所得税免税制度⁸⁾や輸出加工区内企業に対する所得税免税と固定資産税の部分免税が容認された。また投資分野規制に関しては、1991年に規制がネガティブリストに変更になり、投資認可手続きも簡素化されて、制度面では他のASEAN諸国と同様な外資優遇制度が整備された。

要約しよう。マレーシアとタイでは外資に対して税制面でも所有面でもかなり寛大な外資優遇政策が導入された。これは、伝統的に外国資本の流入に対して比較的反発が少なく、また国内における参入規制も相対的に少なかったことが要因と考えられる。一方インドネシアでは、無条件での外資100%所有は容認されず、また税制についても法人税減税や投資減税は採用されず、輸出促進税制の適用範囲も狭いなど、マレーシアやタイと比較するとその優遇度は小さかった。フィリピンではさらに輸出促進のための輸出信用制度も創設されず、また外資所有規制も緩和されなかった。これは、マクロ経済の安定化が優先されたことに加えてこの2国では伝統的に国内産業の保護政策が採られてきたために、外資に対する反発が強かったためと考えられる。

III 税制改革と外資導入政策の税収への効果

1 実証方法とデータ

租税構造の発展段階仮説を基に途上国の「徴税努力」を検討した Chelliah, 1971 では、対GDP比での租税収入に影響を及ぼすものとして、対外開放度、所得水準、国民所得構成の3つを挙げ、対外開放度の指標として輸出比率を、国民所得構成の指標として鉱業部門比率を用いている。そして多重共線性を避けるために、非鉱業輸出比率、輸出を除いた1人当たり国民所得、鉱業部門比率の3つを説明変数としてクロス・カントリー分析を行っている。彼は、工業

8) Manasan, 1992 は、この新たな投資インセンティブは、むしろ非輸出バイオニア企業を優遇し、かつ資本利用を優遇するバイアスがかかっているため、輸出支援の要素をかえって小さくしたと指摘している。

化比率も影響を及ぼすと指摘しているが、1人当たり所得水準との相関度が高いことから、計量分析においては説明変数から除かれている。

しかしこの方法では、工業化の進展が租税収入に及ぼす影響を直接分析することはできない。そこで本稿では、説明変数を工業化比率、即ち全産業の付加価値額に占める工業部門の付加価値額の比率と、工業輸出比率、即ち全産業の付加価値額に占める工業製品輸出比率の2つに絞って回帰分析を行う。しかしこの2つの変数間には高い相関関係が予想される。そこで多重共線性を避けるために、それぞれの説明変数について独立に回帰分析を行った。またマレーシアとインドネシアの場合には、原油・ガスからの租税収入がかなりあるため、租税収入が必ずしも工業化の進展を反映したものにはならない。そこで被説明変数に非原油歳入比率を用意して、それぞれについて回帰分析を行った。

次に、租税収入の増加に外資流入と外資優遇税制がどの程度貢献したのかを検討するために、実質歳入が貿易自由化及び外資優遇政策を実施する以後、どの程度の変化をもたらしたかを検討した。そして、説明変数を外資工業化比率、即ち全産業の付加価値額に占める外資の所有あるいは生産比率の高い工業部門の付加価値額比率を用いた。ここに相当する部門は、まず4ヶ国共通のものとして電気・電子と繊維が挙げられる。マレーシアでは、この2つの部門の付加価値額に、外資所有比率が高い石油/石炭、ゴム、一般機械及び精密機器の各部門の付加価値額を加えた⁹⁾(岡本, 1995参照)。また外資は主として輸出向け生産を意図していたことから、外資工業輸出比率、即ち全産業の付加価値に占める外資の所有あるいは生産比率の高い工業部門の輸出比率を説明変数とした回帰分析も行った。

なお、被説明変数および説明変数を計算する際には、インフレーションに伴うバイアスを除くために、すべて1985年価格でデフレートした実質額を用いた。

9) インドネシアでは紙・紙製品、及び化学品の付加価値額を加えて回帰分析を行った。しかし外資優遇政策の導入が遅かったことから、計量分析では有為な結果は得られなかった。

2 実証結果とその含意

2.1 包括的税制改革の租税収入への効果

まず、フィリピンとインドネシアで実施された包括的税制改革の効果を検討する。この効果は、それ自体による直接的な歳入の増大に加え、マクロ経済の安定化の回復によって工業化が進展することから歳入が増大する間接的効果が期待される。

まず直接的な効果を、表6の推定結果をもとに検討しよう。フィリピンでは、租税収入の所得弾力性の値は、税制改革後には急激に上昇している。しかし税制改革の効果を独立に検討するために対象を全期間としてダミー変数を挿入すると、所得弾力性は1以下となり、ダミー係数も非常に小さい¹⁰⁾。このことは、所得弾力性の上昇は見せかけのものであり、税制改革の結果ではないかもしれないことを示唆する。

インドネシアでは、全租税収入の所得弾力性は税制改革後の期間にはあまり変化していないが、非原油租税収入の所得弾力性は急激に上昇している。しかもダミー変数を挿入しても所得弾力性は1以上であり、ダミー係数もフィリピンと比較するとかなり大きい。このことは税制改革の結果、1985年以降減少を始める原油からの歳入を非原油租税収入の増大が補い、かつそれ以上の歳入をもたらしていることを意味している。

このことは、フィリピンでは税制改革の歳入への直接的効果はインドネシアに比べて小さかったことを意味している。また所得弾力性の係数値の上昇が小さいことから、工業化の進展を通じた租税収入への効果も小さかったことを示唆している。

そこで、工業付加価値額—GDP比率（工業化比率）及び工業輸出額—GDP比率（工業輸出比率）を説明変数として回帰分析を行うと、フィリピンでは

10) ダミー変数は、税制改革が実施され始めた遡年の1987年を境に、それ以前を0、以後を1とした。しかし、1987年以後には税制改革と同時に自由化政策等の経済構造調整政策も実施しており、ダミー変数の係数値が全て税制改革帰因するものではないことは留意すべきである。

表6 ASEAN 4ヶ国の租税収入の所得弾力性

国名	従属変数	期間		D.W.	R ²	CHOW
マレーシア	全歳入	1974-93	$LNRT = -1.83 + 1.02 LNRY$ (-2.29) (12.69)	0.93	0.90	
		1794-86	$LNRT = -4.77 + 1.31 LNRY$ (-5.25) (4.48)	2.09	0.95	
		1987-93	$LNRT = -4.09 + 1.22 LNRY$ (-1.38) (4.29)	1.46	0.75	7.59
	非原油歳入	1974-93	$LNNORT = -0.92 + 0.92 LNRY$ (-1.24) (3.88)	1.09	0.91	
		1974-86	$LNNORT = -2.94 + 1.11 LNRY$ (-3.97) (12.44)	2.34	0.93	
		1987-93	$LNNORT = -5.84 + 1.35 LNRY$ (-2.57) (6.81)	1.27	0.88	7.30
インドネシア	非原油歳入	1975-93	$LNNORT = -8.91 + 1.55 LNRY$ (-6.72) (11.33)	0.27	0.87	
		1975-87	$LNNORT = -0.86 + 0.82 LNRY$ (-0.46) (1.92)	0.78	0.84	
		1988-93	$LNNORT = -15.48 + 2.11 LNRY$ (-7.19) (11.59)	1.80	0.96	17.84
		1975-93	$LNNORT = -3.78 + 1.08 LNRY + 0.39 D1$ (-1.64) (5.22) (2.73)	0.28	0.90	
タイ	全歳入	1974-92	$LNRT = -2.44 + 1.27 LNRY$ (-13.68) (42.36)	1.27	0.99	
		1974-83	$LNRT = -1.84 + 1.16 LNRY$ (-3.45) (12.72)	1.60	0.95	
		1984-92	$LNRT = -2.99 + 1.35 LNRY$ (-8.60) (23.94)	1.16	0.99	1.64
フィリピン	全歳入	1975-92	$LNRT = -2.08 + 1.20 LNRY$ (-1.75) (5.86)	0.49	0.66	
		1975-88	$LNRT = 0.97 + 0.67 LNRY$ (1.01) (4.03)	1.20	0.54	
		1989-92	$LNRT = -25.61 + 5.23 LNRY$ (-2.13) (2.55)	1.61	0.65	15.10
		1975-92	$LNRT = 0.51 + 0.75 LNRY + 0.09 D1$ (0.12) (3.26) (3.32)	0.73	0.82	

註：LNRYはGDPの対数表示、LNRTは実質税収の、LNNORTは実質非原油税収の対数表示。

データ出所：Bank Negara Malaysia, Quarterly Bulletin.

Ministry of Finance, Foreign Trade Statistic (Indonesia, Thailand)

Bank of Thailand, Quarterly Bulletin.

Bank Indonesia, Indonesian Financial Statistics.

National Statistical Coordination Board, Philippine Statistical Yearbook.

United Nations, 1992, National Accounts Statistics: An Aggregated and Detailed Tables.

貿易及び外資の自由化政策の実施以降、工業輸出係数は正で有意な値をとっているが、工業化比率は負で有意な値ではない(表7, 表8)。これは外資規制の緩和によって外国資本が流入し、そのことが原材料と資本財の輸入を増加させて輸入関税を増加させたということが主要な要因と推察される。しかし貿易及び外資の自由化を進展させた期間には、マクロ経済が不安定な状態で推移したために投資水準が回復せず、工業付加価値額比率の上昇という意味での工業化はほとんど進展しなかった。このために国内の製造業を活発化させるまでには至らず、したがって国内企業からの所得税の増大という間接的な効果を持たなかったことを意味する。

一方インドネシアでは、貿易及び外資の自由化政策の実施以降、工業化比率及び工業輸出比率の係数ともに統計的に有意に上昇している。そして同様の結果が、ダミー変数を挿入した回帰分析でも得られている。これは自由化政策が、生産の比重を原油ガス部門から製造業部門に徐々にシフトさせ、その結果租税収入の増大にも貢献するという間接的効果が現れ始めてきているものと推察される。

両国の税制改革の効果の相違の要因は何に求められるのであろうか。第1の要因としては、税務行政の強化と納税者の納税義務意識の改善を戦略的に組み込んだ税制改革の実施が挙げられる。Bird and Jantscher, 1992 は、税務行政改革が成功するための条件として、税制の簡素化に加えて包括的改革計画の立案と、政治的・運営上のコミットの2つを挙げているが、インドネシアでは立案段階からこの2つを考慮して税制改革を実施してきた。具体的には、所得税制の簡素化、付加価値税での0%税率や課税除外項目の排除、工業製品の出荷・輸入段階のみでの課税、税務行政能力の改善に対応した課税ベースの拡大等、税務行政能力を考慮した税制の構築を目指し、同時に民間部門に対する抜き打ち調査と監査の強化によって税務行政強化に対する政治的コミットメントを行い納税意識の向上を図ってきた。この結果、直接的には付加価値税からの租税収入が急速に上昇し(付表1)、間接的には工業化の進展に見合った租税

表7 ASEAN 4ヶ国の工業化比率と歳入比率変化

国名	従属変数	期間	式	D.W.	R^2	CHOW
マレーシア	全歳入	1974-93	$LNRT = 3.22 - 0.10 LNMY$ (3.88) (-0.74)	0.94	0.03	
		1974-86	$LNRT = -0.27 + 1.29 LNMY$ (-0.32) (3.88)	2.67	0.57	
		1987-93	$LNRT = 2.59 + 0.10 LNMY$ (2.63) (0.30)	1.37	0.18	7.33
	非原油歳入	1974-93	$LNNORT = 3.34 - 0.20 LNMY$ (11.16) (-1.75)	1.15	0.15	
		1974-86	$LNNORT = 1.53 + 0.53 LNMY$ (1.84) (1.67)	2.64	0.19	
		1987-93	$LNNORT = 1.93 + 0.28 LNMY$ (2.54) (1.06)	1.19	0.18	5.40
インドネシア	全歳入	1975-93	$LNRT = 3.19 - 0.13 LNMY$ (15.08) (1.58)	0.92	0.12	
		1975-87	$LNRT = 3.27 - 0.16 LNMY$ (9.04) (-1.10)	0.81	0.09	
		1988-93	$LNRT = 2.11 + 0.23 LNMY$ (0.49) (1.48)	1.50	0.06	0.21
	非原油歳入	1975-93	$LNNORT = 0.29 + 0.63 LNMY$ (0.76) (4.41)	0.25	0.52	
		1975-87	$LNNORT = 1.75 + 0.11 LNMY$ (4.11) (0.06)	0.00	0.45	
		1988-93	$LNNORT = -1.94 + 1.41 LNMY$ (-2.79) (6.11)	2.46	0.90	13.44
		1975-87	$LNNORT = 3.16 - 0.59 LNMY + 0.43 D1$ (8.54) (-3.84) (5.06)	1.29	0.70	
		1975-93	$LNNORT = 1.60 + 0.06 LNMY + 0.40 D1$ (2.37) (0.22) (2.28)	0.28	0.63	
タイ	全歳入	1974-92	$LNRT = 0.17 + 0.79 LNMY$ (0.60) (8.88)	1.86	0.39	
		1974-83	$LNRT = 1.25 + 0.42 LNMY$ (2.21) (2.24)	1.84	0.56	
		1984-92	$LNRT = -0.51 + 1.00 LNMY$ (-1.00) (6.38)	1.97	0.85	3.00
		1988-92	$LNRT = -1.58 + 1.33 LNMY$ (-1.56) (4.31)	2.70	0.84	
フィリピン	全歳入	1975-92	$LNRT = 1.54 + 0.29 LNMY$ (0.31) (0.19)	0.48	0.02	
		1975-88	$LNRT = -4.55 + 2.17 LNMY$ (-1.28) (1.96)	1.48	0.24	
		1989-92	$LNRT = 7.12 - 1.39 LNMY$ (1.10) (-0.69)	0.87	0.19	14.56
		1975-92	$LNRT = -8.36 + 1.01 LNMY + 0.17 D1$ (-0.21) (0.82) (3.37)	0.80	0.43	

註：LNMYは付加価値額に占める工業製品比率，LNRTは政府歳入，LNNORTは非原油歳入をそれぞれ対数表示で表したものである。

データ出所：表6に同じ。

表8 ASEAN 4ヶ国の工業輸出比率と歳入比率変化

国名	従属変数	期間	LNRT	D.W.	R ²	CHOW
マレーシア	全歳入	1974-93	$LNRT=3.02-0.02LNME$ (24.47) (-0.58)	0.95	0.02	
		1974-86	$LNRT=2.31+0.29LNME$ (12.05) (3.38)	1.98	0.54	
		1987-93	$LNRT=2.56+0.09LNME$ (4.62) (0.60)	1.43	0.07	7.29
	非原油歳入	1974-93	$LNNORT=3.31-0.33LNME$ (14.57) (-4.10)	1.00	0.48	
		1944-86	$LNNORT=2.80-0.09LNME$ (8.12) (-0.63)	2.24	0.04	
		1987-93	$LNNORT=0.87+0.34LNME$ (0.75) (3.03)	1.07	0.18	5.46
インドネシア	全歳入	1975-93	$LNNORT=3.31-0.05LNME$ (86.66) (2.15)	1.02	0.21	
		1975-87	$LNNORT=2.92-0.08LNME$ (78.58) (-1.77)	1.57	0.01	0.44
	非原油歳入	1975-93	$LNNORT=1.74+0.19LNME$ (29.39) (4.94)	0.39	0.59	
		1975-87	$LNNORT=1.77-0.11LNME$ (56.17) (0.18)	0.54	0.00	
		1988-93	$LNNORT=1.26+0.44LNME$ (10.73) (8.95)	1.93	0.95	9.73
		1975-87	$LNNORT=1.76-0.16LNME+0.39D1$ (54.32) (-2.77) (3.94)	2.26	0.94	
1975-93	$LNNORT=1.73+0.08LNME+0.28D1$ (30.09) (1.03) (1.64)	0.27	0.65			
タイ	全歳入	1975-92	$LNRT=2.22+0.20LNME$ (48.72) (6.99)	1.34	0.83	
		1975-83	$LNRT=2.33+0.13LNME$ (24.52) (2.29)	1.40	0.41	
		1984-92	$LNRT=2.25+0.19LNME$ (22.04) (4.61)	0.82	0.75	0.85
		1988-92	$LNRT=1.56+0.45LNME$ (5.77) (4.53)	2.61	0.87	2.80
		1975-92	$LNRT=2.28+0.11LNME$ (19.43) (1.75)	0.53	.16	
フィリピン	全歳入	1975-86	$LNRT=2.70-0.16LNME$ (20.67) (2.03)	1.05	0.29	
		1987-92	$LNRT=0.56-0.84LNME$ (0.82) (-2.98)	2.14	0.69	11.24
		1975-92	$LNRT=2.61-0.10LNME+0.24D1$ (16.81) (-1.11) (2.82)	0.81	0.38	

註：LNMEは輸出に占める工業製品比率を対数表示で表したものである。
データ出所：表6に同じ。

収入を確保できるようになったのである。

対照的にフィリピンでは、政治的な要因で所得税はおろか付加価値税においても課税ベースを縮小させる多くの例外規定が復活してきた。また税務行政能力も、政治的コミットが小さかったことから遅々として改善されず、納税意識が向上せず租税浸食もあまり改善されなかった¹¹⁾。この結果、包括的な税制改革は租税収入への直接的な貢献は小さく、また所得の増大に比例した租税収入を得られる租税システムに再構築できなかつたと云えよう。

効果の相違をもたらしたもう1つの要因は、直面した累積債務問題の深刻さとそれによるマクロ経済の不安定化の程度である。インドネシアでは財政赤字は対GDP比での4%を超えることはなかつた。また対外債務比率も政府が厳格な債務管理を行った結果フィリピンに比較すると小さく、しかも大半は先進国政府及び国際機関からの借入で民間部門からの借入は非常に少なかった¹²⁾。そして財政赤字の拡大を認識すると政府の資本歳出を削減して財政バランスの均衡化に努めた。この2つがインドネシアでマクロ経済の安定性が大きくは損なわれなかつた主要な要因である。こうしたマクロ経済の安定化への努力が、その後の貿易、外資導入、金融等の分野での自由化政策と相俟って民間投資、特に製造業部門に対する投資を魅力的なものとし、工業化の進展に伴う租税収入の増大を可能にする基盤を形成したのである。

一方フィリピンでは、石油危機に直面した際に政府の資本支出も国内信用も拡大し続けた。この結果インフレ率は急上昇し、財政収支と経常収支は急速に悪化して対外借入は急速に膨張した。そして1983年に為替レートが切下げられると、経常収支が一層悪化して民間部門の倒産が相次ぎ、また大量の資本が海

11) Diokno, 1995によれば、Manasanは、1991年には個人所得税からの未徴収の歳入は404億ペソ、付加価値税からの脱税は291億ペソと推計し、潜在的課税所得の70%が浸食されていると指摘しているという。またデータは少し古くなるが、Konishi, 1993では、フィリピンでは1988年に75.9-80.6%、1991年に65.4-73.1%のが、インドネシアでは抜き打ち調査を行った1987年に66.6-76.2%の潜在的課税所得の浸食があったとされている。

12) インドネシアの場合、日本や国際機関が民間部門に対する債務を減少する目的で新規融資を行ったために、債務危機が深刻にならなかつたものと考えられる。この点については別稿で改めて検討したい。

外へ逃避した。この事態に対処するために政府は財政支出を拡大したために財政赤字はさらに拡大し、最終的に債務リスクスケジュールへと追い込まれたのであった¹³⁾。このため、包括的な税制改革が行われても、対外累積債務の返済のために財政収支を回復させられなかった(付表2)。この結果、財政赤字と国債発行による利払費の増大との悪循環を繰り返し、インフレ率は一時的にしか下落せず、マクロ経済が不安定な状態が長く続いたのである。このような状況の中で、まず民間投資全体の水準が小さくなり、その中でも工業部門及びインフラへの投資は大きく減少したのであった。また外資優遇政策が導入されても、外資は国内市場とは切り離された輸出加工区にしか流入せず、しかも国内状況からの影響を極力排除するように行動している。この状況は、ほとんどの経済的インセンティブが工業や製造業に供与されているにもかかわらずである。この結果、工業部門の回復はインドネシアと比較するとかなり立ち遅れ、工業化の進展の果実としての租税収入は、現在までのところほとんど増大していない。

2.2 外資優遇税制の租税収入に対する効果

外資優遇税制の租税収入への効果は、相反する2つの効果の大きさを検討する必要がある。1つは、外国企業の直接投資とその生産および輸出入を促進することによって潜在的課税ベースを拡大し、租税収入を増加させる効果である。2つめは、租税支出を増大させて租税収入を減少させる効果である。この2つの効果のどちらが大きいかは、事前には知ることはできない。そこで回帰分析から、どちらの効果が大きかったのかを検討する。

まず租税収入の所得弾力性に関しては、外資優遇税制導入以降、マレーシアとタイでは上昇したが、決して大きいものではなかった(表6)。また工業化比率の係数に関しては、タイでは上昇しているものの統計的に有意ではなく、マレーシアではかえって小さくなっている。この結果は、原油歳入減少の影響

13) フィリピンでは、中央銀行が民間部門の為替リスクのヘッジのために無制限に為替スワップを行っていたことから、為替レートの切り下げ直前に資産を外資に転換して国外に持ち出すことが可能であった。

表9 外資工業化比率と歳入比率変化

国名	従属変数	期間	回帰式	D.W.	R ²	CHOW
マレーシア	非原油歳入	1982-86	$LNNORT=1.03+0.88LNFMY$ (0.31) (0.44)	3.26	0.06	
		1987-93	$LNNORT=1.05+0.48LNFMY$ (1.20) (0.14)	1.11	0.25	5.13
インドネシア	非原油歳入	1980-87	$LNNORT=1.67+0.58LNFMY$ (52.43) (4.24)	2.49	0.78	
		1980-90	$LNNORT=1.66+0.55LNFMY+0.14D1$ (14.32) (2.72) (1.32)	1.95	0.91	
フィリピン	全歳入	1975-86	$LNRT=0.76+0.39LNFMY$ (3.23) (2.06)	1.52	0.24	
		1987-92	$LNRT=-1.26-2.37LNFMY$ (1.22) (1.26)	0.95	0.52	20.10
		1975-92	$LNRT=2.17+0.22LNFMY+0.16D1$ (9.98) (1.26) (3.37)	0.92	0.39	

註1：データの利用可能性の問題から、タイについては推計できず。

データ出所：表6に同じ。ただしインドネシアは、Biro Pisak Statistik, Monthly Statistik, 1994.10を利用。

を除くために非原油租税収入を従属変数として回帰しても同じである(表7)。一方工業輸出比率は、タイでもマレーシアでも外資優遇政策の導入以降の値は統計的に有意な程度に上昇している(表8)。

次に外資に比重が高い工業部門の生産・輸出活動と租税収入との相関を検討する。データの制約上、外資工業化比率についてはマレーシアについてのみ分析した。この結果、外資工業化比率の係数は、外資優遇税制導入以降小さくなっている(表9)。しかし両期間とも係数の値は有意でなくかつ相関も小さい。その一方で外資工業輸出比率の係数は、マイナスからプラスへと大きく上昇している(表10)。この結果から次のことが推論できる。マレーシアでは、1982-86年の輸入代替政策による国産化・重工業化推進期には、外資の投資・生産は規制されていたために一部の企業を除いては十分な利潤を得ることができなかった。特に工業輸出を志向する外資は、ほとんど租税収入には貢献していなかった。ところが外資導入による輸出志向型工業化へと転換すると、外資系企業が活発に投資・生産・輸出入を行い、工業製品輸出拡大のために部品や中間財の多くを海外から調達した結果、輸入関税からの歳入が増大し、同時に

表10 外資工業輸出比率と歳入比率変化

国名	従属変数	期間	式	D.W.	R ²	CHOW
マレーシア	非原油歳入	1974-86	$LNRT = 2.66 - 0.04 LNFME$ (13.12) (0.40)	2.18	0.01	
		1987-93	$LNRT = 1.00 + 0.33 LNFME$ (0.96) (1.06)	1.07	0.18	6.41
インドネシア	非原油歳入	1975-87	$LNNORT = 1.73 - 0.02 LNFME$ (21.68) (-0.62)	0.58	0.04	
		1988-93	$LNNORT = 1.82 + 0.37 LNFME$ (31.30) (7.90)	1.43	0.93	14.82
		1975-93	$LNNORT = 1.76 + 0.10 LNFME + 0.41 D1$ (14.39) (0.20) (2.32)	0.29	0.58	
タイ	全歳入	1974-83	$LNRT = 2.48 + 0.06 LNFME$ (40.44) (0.82)	1.36	0.09	
		1984-92	$LNRT = 2.37 + 0.20 LNFME$ (28.52) (4.15)	0.87	0.71	1.87
		1988-92	$LNRT = 1.71 + 0.52 LNFME$ (4.98) (3.12)	2.13	0.76	3.20
フィリピン	全歳入	1975-86	$LNRT = 2.57 - 0.11 LNFME$ (48.32) (-2.82)	1.11	0.43	
		1987-90	$LNRT = 1.43 + 0.53 LNFME$ (3.47) (2.65)	3.49	0.70	8.25
		1975-90	$LNRT = 2.55 - 0.10 LNFME + 0.19 D1$ (45.39) (-2.31) (3.27)	1.18	0.37	

註：独立変数である外資主導工業製品輸出比率（LNFME：対数表示）とは、外資の占める比率が50%以上の工業部門の輸出額の全輸出額に占める比率を示したものである。

データ出所：表6に同じ。

外資所有比率の高い産業でより生産額が伸びて潜在的な課税ベースを拡大したものと考えられる。しかし、1987-93年の外資工業化比率の係数が小さくなっていることから、外資優遇税制による租税支出額は相対的に大きく、結果として外資系企業の生産や輸出の増大に比例した租税収入が得られなかった。

実際マレーシアでは、1986年以降対GDP比での法人所得税からの税収はほとんど増加しなかった。ただしこれを以てただちに外資優遇税制の効果とするには、より深い検討が必要である。というのも、外資優遇税制導入による減収以外にも法人所得税比率を小さくすることになった要因が存在するからである。1つは原油価格の下落であり、この結果として国有石油会社からの法人所得税収が対GDP比で2%近くも減少した（付表3）。次に、好景気と競争力強化を背景にした全法人企業を対象とした法人所得税と超過利潤税の税率引き下げ

である。最後に租税制度上及び税務行政上の不備である。マクロ経済の安定化と好景気による自然増収から、税務行政能力強化を含む包括的な税制改革は延期されてきたのである。

一方タイでは、外資優遇税制は少なくとも1987年以前は、輸出向け工業生産の増大を通じた歳入増加の効果をほとんど持っていなかった。これは、法人税免税等の優遇措置や輸出振興税制が既に1970年代に導入されていたことから、外資にとって優遇税制は既に既得権益化していたことが主な要因と考えられる。この結果、所得税の対GDP比は相対的に小さく、租税収入全体の対GDP比も小さかった(付表4)。また輸出振興のために追加的に導入した関税払戻制度も、当初は期待通りの効果を持たなかった。むしろ関税払戻制度の導入は、輸出向け生産が増大しない中では、輸入関税の減少をもたらした。

しかし、外資が輸出向け生産を開始する1988年以降状況は一変する。特に外資輸出比率の係数は急激に上昇した(表10)。これは流入した外資系企業が、輸出向け生産を行うための資本財や原料等を輸入に頼ったために輸入が増大し、輸入関税比率が増大したためである。注目すべきは、輸入関税比率の増大が、輸出促進措置の有資格企業数の急激な増加に伴う租税支出の増大の中で生じたことである¹⁴⁾。つまりタイでは、新規に追加的な外資優遇税制を供与しなくても、輸出促進のための租税支出を上回る速度で輸出向け生産を行うための資本財や原料等の輸入が拡大して、輸入関税が増大したのである。

この2ヶ国の外資優遇税制の租税収入効果分析から、以下2つのことが推論できる。第1に、外資優遇税制のコストは相対的に大きいということである。つまり、外資優遇税制は租税支出を増大させて租税収入を減少させる効果が大きいため、外国企業による直接投資がなされ、その生産および輸出入活動が活発になって課税ベースが拡大しない限り、租税収入は増加しない。タイで見られたように、追加的な優遇税制に外資を中心とした輸出向け生産企業が反応

14) Akrasanee and Wiboonchutikul, 1994. の推計によれば、1989年時点の租税還付額の総輸出額に占める割合は18%にも達した。

しなかった場合には、潜在的な税収を喪失することになる¹⁵⁾。また優遇度が大きければ、マレーシアで見られたように、外国企業の投資・生産・輸出活動が活発になっても、法人所得税比率は低下したまま推移することになる。

第2に、租税収入比率の弾力性が上昇する程度は、優遇措置に伴う租税支出額のみならず、流入した外資の活動の性格や、それを方向付ける受入国側の政策にも大きく左右される、ということである。例えば、貿易障壁があまりに高ければ、外資優遇政策を導入しても、輸出向けの工業製品生産を行おうとする外資はあまり流入することはないであろう。しかしタイの推計結果から見られるように、輸入関税率が相対的に高い中で輸出向け生産を目的とする外資が流入すれば、租税収入は増大しうるのである。

IV 今後の経済発展と税制——結論に代えて——

ASEAN 4ヶ国での分析の結果、工業化と租税収入の関係は租税構造の発展段階仮説で説明されるほど単純なものではないことが明らかにされた。この理由は、途上国が急速な経済発展を行おうとしてきたまさにそのプロセスにある。特に次の2つが重要である。第1に、制度を支える行政能力は経済発展とともに急速に確立・強化されるものではない。特に税務行政能力の強化と納税意識の向上は、徐々にしか進展しない。その一方で、公平性、効率性、歳入十分性等の多様な目的を達成するために、先進国と同様の複雑な租税制度が導入された。この結果、経済発展に伴い潜在的課税ベースが拡大したにもかかわらず、税務担当官の裁量と乱用を招き、納税者からの信頼も失い、拡大した課税ベースから効率的に徴税することはできなかった。このことが歳入の拡大を阻害し、財政支出の増大に追いつけず財政赤字を拡大させてマクロ経済不安定

15) このことは、外資優遇税制が外資誘致のインセンティブ効果を持つためには、インセンティブの大きさに加えて導入のタイミングもまた重要であることを示唆しているようである。しかしその一方で、外資優遇税制や輸出促進税制は、大量の外資流入をもたらす直接的な誘因となったというよりも、むしろ外国企業が投資をする際の1つの「魅力的な」要因として考慮されたにすぎないと考えることもできる。こうした点についての詳細な検討は、今後の研究に待たれる。

化の一因となった。また法人所得税の比率が上昇しても、個人所得税の比率が変化しないことの原因でもある。

第2に、外資優遇税制は潜在的な課税ベースを浸食し租税支出を大きくしている。つまり、工業化促進を通じた経済成長を達成するために導入した貿易自由化政策や外資優遇税制が、かえって法人所得税の課税ベースを縮小させ、経済発展に伴った歳入構成の変化を進展させず、経済成長に比例した租税収入を得られにくくしているのである。

確かにマレーシアでもタイでも優遇税制を選択的にした1991年以降非原油法人所得税の比率が上昇している。しかし ASEAN 4ヶ国では今後も外資を抜きにした経済発展は考えられず、今後外資をめぐる競争が激化するため、各国政府にとって外資に魅力的な環境の整備がますます必要となってくる。このために一層の貿易自由化は不可避であるが、これは国際課税の比重が今後低下していくことを意味する。また場合によっては域内での租税制度の調和も必要となろう。この場合には、納税者の納税意識の向上や、税務行政能力の構築なしでは十分な租税収入が得られなくなるかもしれない。このように今後の ASEAN 4ヶ国の租税構造は、外資による産業高度化にますます注目して検討していく必要がある。

参考文献

- Akrasanee, Narongchai and Paitoon Wiboonchutikula, 1994. 'Trade and Industrialization Policy and Productivity Growth in Thailand', Helleiner, G.K. (ed.) *Trade Policy and Industrialization in Turbulent Times*. New York: Routledge.
- Bird, Richard M. and Milka Casanegra de Jantscher, 1992. *Improving Tax Administration in Developing Countries*. Washington: International Monetary Fund.
- Chelliah, Raja J., 1971. 'Trends in Taxation in Developing Countries,' *IMF Staff Papers*. Vol. 18, No. 2. pp. 254-331.
- Diokno, Benjamin E., 1995. 「フィリピンにおける租税と民間部門資源の動員」 ラウル・V・ファベリア、坂井秀吉(編)『フィリピンの国内資源動員とその利用』

アジア経済研究所。

Hinrichs, H. H., 1966. *A General Theory of Tax Structure Change during Economic Development*. Cambridge: Harvard Law School International Tax Programme.

Kaosa-ard, Mingsarn Santikarn, 1988. 「タイにおける工業化政策」 ワリン・ウォン・ハンチャオ, 池本幸生(編)『タイの経済政策』 アジア経済研究所。

Konishi, Sachio, 1993. 'An Empirical Analysis of Tax Evasion and Tax Administration of Asean Countries,' *Kwansei Gakuin University Annual Studies*, Vol. 42, pp. 65-73.

Manasan, Rosario G., 1992. 「経済規制緩和に果たした財政政策の役割」 ジョゼフ・リム, 野沢勝美(編)『フィリピンの規制緩和政策』 アジア経済研究所。

McKinnon, Ronald I., 1991. *The Order of Economic Liberalization: Financial Control in the Transition to a Market Economy*. Baltimore: Johns Hopkins University Press.

World Bank, 1988. *World Development Report 1988*. Oxford: Oxford University Press.

岡本山美子, 1995. 「マレーシアの貿易・外資自由化政策と経済発展」 浦田秀次郎(編)『貿易自由化と経済発展』 アジア経済研究所。

長田 博, 1995. 「インドネシアの貿易・外資自由化と総要素生産性」 浦田秀次郎(編), 同上書。

野原 昂, 1987. 「フィリピン」 山澤逸平, 平田章(編)『発展途上国の工業化と輸出促進政策』 アジア経済研究所。

森 晶寿, 1998. 「経済発展過程における財政改革——インドネシアとマレーシアを中心に——」 植田和弘(編)『現代財政学の新展開』 ナカニシヤ出版所収予定。